

中小企業信用保険法第2条第5項第1号に基づく認定について

この認定は、経済産業大臣が指定する「再生手続開始申立等事業者（注1）」（以下、「指定事業者」という。）に対して、以下の認定要件等を満たす市内中小企業者について、大阪市長が認定を行うものです。

（注1）指定事業者は、中小企業庁ホームページ（https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.html）に掲載されています。

【認定要件】

次の①及び②・③のいずれかの要件を満たすこと

- ① 大阪市内に主たる事業所（注2）を有すること
- ② 認定申請時点において、指定事業者に対し50万円以上の売掛金（注3）債権又は前渡金返還請求権を有すること
- ③ 認定申請時点において、指定事業者に対し50万円未満の売掛金（注3）債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、当該事業者との取引依存度が20%以上であること

（注2）法人の場合：本店所在地など登記上の住所地又は事業実態のある事業所が大阪市内にあること。

個人事業主の場合：事業実態のある事業所が大阪市内にあること。

（注3）役務の提供による営業収益で未収のものを含みます。

【認定期間】

経済産業大臣が指定する期間（認定申請を行うことができる期間は、再生手続開始申立等事業者により異なります。）

中小企業庁ホームページ（https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.html）に掲載されています。

〔認定申請時の提出書類〕

提出書類	備考
認定申請書	大阪市ホームページから大阪市所定様式をダウンロードしてください。 https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000684214.html
認定の根拠となる売掛金債権額等を 確認できる書類	手形、売掛台帳等 <株式会社全東信に関する認定の場合> 株式会社全東信のWEB明細サービス又は、売掛台帳及び通帳など、株式会社全東信に対する未収入金を確認できるもの。
認定の根拠となる取引依存度を 確認できる書類	売上台帳等 <株式会社全東信に関する認定の場合> 中小企業者全体の売上高と、株式会社全東信を通じて早期決済を受けていた売上高が確認できるもの。 ※最低1か月分の該当書類をお持ちください。なお、決済取引の頻度によっては、最大1年間分の書類をお持ちいただく場合があります。
大阪市内に主たる事業所を有する ことが確認できる書類	<u>次の書類のいずれかで、申請書記載の「大阪市内の事業所所在地」「企業名」「代表者名」が確認できるもの。</u> ○法人の場合：履歴事項全部証明書（写）（3か月以内のもの） ○個人の場合：確定申告書【第一表】（直近のもので、税務署受付日が確認できるもの）

※直接取引を確認するために、必要に応じて裁判所からの通知書等を添付していただく場合があります。

【次ページも確認してください】

[ご注意]

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・不備がなければ認定書は即日交付します。郵便等による後日交付はできません。
- ・本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
- ・認定を受けた日から30日以内に、信用保証協会に対して、保証の申込みを行う必要があります。
- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

【お問い合わせ先】

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 （電話：06-6264-9844）

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館12階